

諫早市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年1月25日
諫早市農業委員会

I 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行された。このなかで農業委員会の業務は従来の農地法業務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

諫早市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間の諫早地区、本野地区、真津山地区、長田地区、高来地域、小長井地域で農地の荒廃化が進んできており、非農地を明らかにし、守るべき農地の明確化を図り、荒廃農地の発生防止・解消に努めていく一方、小野地区、森山地域、有喜地区、飯盛地域、多良見地域では、大規模経営による農業の効率化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいくことが課題となっている。

このようなことから、地域農業の健全な発展に寄与するため、農業委員及び推進委員が、連携し、担当地域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進むよう、法第7条第1項に基づき「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全地域の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに併せて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

II 具体的目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の耕地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|---------------------|----------------|---------------|------------------|
| 現状 (平成29年4月) | 6,710ha | 869ha | 13.0% |
| 3年後の目標 (平成32年4月) | 6,470ha | 380ha | 5.9% |
| 目標 (平成35年4月) | 6,290ha | 150ha | 2.4% |

【目標設定の考え方】

「新・農地を活かし担い手を応援する全国運動」の目標に近づくように地域の実情に応じ遊休農地を削減していく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による利用状況調査と利用意向調査を実施し、農地の利用関係の調整を図ることとする。

また、農業委員会です許可等をした農地についても適宜農地パトロールを行い農地利用の適正化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果、中間管理機構への貸付希望があった場合は、手続きを推進する。

③非農地判断について

守るべき農地の明確化を図るため、利用状況調査と同時に実施する荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により、再生不可能（B分類）と判断した農地は所有者へ非農地通知を発出し、農地台帳から削除する。

2 担い手への農地の利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の耕地面積 (A) | 担い手への集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|--------------------------|----------------|------------------|--------------|
| 現状 (平成 29 年 4 月) | 6, 7 1 0 h a | 2, 4 0 7 h a | 3 6 % |
| 3 年後の目標 (平成 32 年 4 月) | 6, 4 7 0 h a | 3, 2 0 0 h a | 5 0 % |
| 目標 (平成 35 年 4 月) | 6, 2 9 0 h a | 5, 0 0 0 h a | 8 0 % |

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 80%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しへの参画について

諫早市には、「人・農地プラン」の設定区域が 11 区域あり、各地域の特色を活かした営農が図れるよう、農業委員及び推進委員が担当地域ごとのプランの見直しに参画し、地域の中心となる経営体の支援を行う。

②関係機関との連携について

諫早市、農地中間管理機構、農協等関連団体と連携し、認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体等の担い手農家へ遊休農地のマッチングを実施しながら集積・集約化を図っていく。

③農地の利用権設定等について

平坦地域の担い手農家への農地の集積が進んでいる地域においては、引き続き農地の有効利用が出来るように再設定を推進する。

また、基盤整備を実施する計画のある地区においては、担い手農家への農地の集積が出来るよう、農業委員及び推進委員が担当地区の話し合いに参画する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積） |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現状 （平成 29 年 4 月） | 1 1 人 （ 5 . 1 h a ） | 5 法人 （ 2 6 . 1 h a ） |
| 3 年後の目標 （平成 32 年 4 月） | 3 2 人 （ 2 2 . 8 h a ） | 8 法人 （ 2 7 . 9 h a ） |
| 目標 （平成 35 年 4 月） | 5 3 人 （ 4 0 . 5 h a ） | 1 1 法人 （ 2 9 . 7 h a ） |

【目標設定の考え方】

個人については、年平均 7 人の増加実績があり、4 2 人の増加を見込んでいる。また、法人については、年平均 1 法人の増加実績があり、6 法人の増加を見込んでいる。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

市農林水産部、県央振興局、農業協同組合、長崎県農業振興公社、長崎県新規就農支援センター等と連携し、新規就農に関する情報の共有を図る。

②企業参入の促進について

企業等の参入については、遊休農地等の照会に対応しながら希望があった場合には、担当地区の農業委員及び推進委員が所有者へ貸付意向を確認しながら推進を図る。

また、個人経営から法人化する農家についても推進を図っていく。

③農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、担当地区における新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。